

関係課等の長 様

魚津市請負工事執行適正化委員会
委員長 四十万 隆一
(公 印 省 略)

「令和 4 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について」等の運用に係る
特例措置について

国・県において「令和 4 年 3 月 1 日から適用する公共工事設計労務単価について」及び
「令和 4 年度設計業務委託等技術者単価について」の運用に係る特例措置が決定されたこ
とを受け、本市においても下記により運用することとしたので通知します。

記

1. 特例措置の内容

2 で対象とする工事及び委託業務の受注者は、「令和 3 年 3 月から適用する公共工事
設計労務単価」(以下「旧労務単価」という。)及び「令和 3 年度設計業務委託等技術者
単価 (以下「旧技術者単価」)」に基づく契約を、「令和 4 年 3 月から適用する公共工事
設計労務単価」(以下「新労務単価」という。)及び「令和 4 年度設計業務委託等技術者
単価」(以下「新技術者単価」という。)に基づく契約に変更するための契約金額の変更
の協議を請求することができる。

2. 具体的な取扱い

- (1) 令和 4 年 3 月 1 日以降の契約である工事及び委託業務のうち、「旧労務単価」及び
「旧技術者単価」を適用して予定価格を積算しているものについては、次の式によ
り算出された契約金額に契約変更を行う。

$$\text{変更後の契約金額} = P_{\text{新}} \times K$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び K は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$: 「新労務単価」、「新技術者単価」及び当初契約時点の物価により積算された
予定価格

K : 当初契約の落札率

- (2) 令和 4 年 2 月 28 日以前に契約を締結した工事及び委託業務のうち、3 月 1 日にお
いて工期の始期が到来していないものについては、「賃金等の変動に対する工事請負
契約書第 25 条第 6 項の運用について」(平成 26 年 2 月 17 日付け管第 49 号、建技第 35 号
富山県管理課長・建設技術企画課長連名通知) 1 (1) 及び 2 から 9 まで (5 (3) を除
く。) の規定を準用するものとする。

3. その他

落札者決定通知後の工事及び委託業務にあつては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結し、契約締結後の工事にあつては、受注者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明すること。

4 具体的な手続きについて

(1) 受注者との協議

請負代金額の変更額については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。なお、当該協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、当該請求を受けた日から7日以内に発注者が協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(2) 請負代金額変更の手続き

発注者は、請負代金額変更承諾書を受領した後、速やかに変更契約を行う。

(3) 様式

魚津市建設工事等事務取扱要領第30条関係参照

「請負代金額変更請求書（様式第39号）」

「変更請負代金額協議書（様式第40号）」

「変更請負代金額承諾書（様式第41号）」

(事務担当：財政課管財・契約検査係)

賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について

(平成26年2月17日管第49号、建技第35号富山県管理課長・建設技術企画課長連盟通知)

1 適用対象工事

- (1) 契約書第25条第6項の請求は、2(3)に定める残工期が2(2)に定める基準日から2ヶ月以上あること。
- (2) 発注者及び受注者によるスライドの適用対象工事の確認時期は、賃金水準の変更がなされた時とする。

2 請求日及び基準日等について

請求日及び基準日等の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 請求日 スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議(以下「スライド協議」という。)を請求した日とする。
- (2) 基準日 請求があった日から起算して、14日以内で発注者と受注者とが協議して定める日とし、請求日とすることを基本とする。
- (3) 残工期 基準日以降の工事期間とする。

3 スライド協議の請求

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面(様式1-1又は様式1-2)により行うこととし、その期限は直近の賃金水準の変更から、次の賃金水準の変更がなされるまでとする。

4 残工事量の算定

- (1) 基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、発注者が作成するインプレスライド工事数量総括表(様式3)に対応して出来形検査を行うものとする。
- (2) 基準日までに変更契約を行っていないが先行指示されている設計量についても、基準日以降の残工事量についてはスライドの対象とすること。
- (3) 現場搬入材料については、認定したものは出来形数量として取り扱うこと。また、下記の材料等についても出来形数量として取り扱う。
 - ア 工場製作品については、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料は出来形数量として取り扱う。
 - イ 基準日以前に配置済みの現地据付型の建設機械及び仮設材料等(架設用クレーン、仮設鋼材など)も出来形の対象とする。
 - ウ 契約書にて工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料は出来形数量として取り扱う。
- (4) 工事数量総括表で一式明示した仮設工についても出来形数量の対象とできる。
- (5) 出来形数量の計上方法については、発注者側に換算数量がない場合は、受注者側の当該工種に対する構成比率により出来形数量を算出してもよい。
- (6) 受注者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事量は、増額スライドの場合は、出来形部分に含めるものとし、減額スライドの場合は、出来形部分に含めないものとする。

5 請負代金額の変更

- (1) 賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額(以下「スライド額」という。)は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額とする。
- (2) 増額スライド額の算定については、次式により行う。

$$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1/100)]$$

この式において、 $S_{\text{増}}$ 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{\text{増}}$ ：増額スライド額

P_1 ：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P_2 ：変動後(基準日)の賃金又は物価を基礎として算出した P_1 に相当する額

($P = \Sigma (\alpha \times Z)$ 、 α ：落札率、 Z ：積算額)

- (3) 減額スライド額の算定については、次式により行う。

$$S_{\text{減}} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 1/100)]$$

この式において、 $S_{\text{減}}$ 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{\text{減}}$ ：減額スライド額

P_1 ：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P_2 ：変動後(基準日)の賃金又は物価を基礎として算出した P_1 に相当する額

($P = \Sigma (\alpha \times Z)$ 、 α ：落札率、 Z ：積算額)

- (4) スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。

6 スライド額の協議

スライド額の協議をしようとするときは、次の区分により行うものとする。

- (1) 本庁契約工事

ア 所長は、スライド額を「工事請負契約書第25条第6項に基づく請負代金額の変更の協議について(上申)」(様式4-1)及び「スライド額調書」(様式4-2)により事業主管課長に提出するものとする。

イ 事業主管課長は、所長から提出のあったスライド額を「工事請負契約書第25条第6項に基づく請負代金額の変更について(協議)」(様式5)により受注者と協議するものとする。

ウ 事業主管課長は、協議が整ったときは、受注者に「変更請負代金額承諾書」(様式6)を提出させるものとする。

- (2) 出先契約工事

ア 所長は、スライド額を「工事請負契約書第25条第6項に基づく請負代金額の変更について(協議)」(様式5)により受注者と協議するものとする。

イ 所長は、協議が整ったときは、受注者に「変更請負代金額承諾書」(様式6)を提出させるものとする。

7 物価指数

発注者は、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とする。なお、受注者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は別途の物価指数を用いることができる。

8 変更契約の時期

スライド額に係る契約変更は、精算変更時点で行うことができる。

9 全体スライド及び単品スライド条項の併用

- (1) 契約書第25条第1項から第4項までに規定する全体スライド条項に基づく請負代金額の変更を実施した後であっても、本通知によるスライドを請求することができる。
- (2) 本通知に基づき請負代金額の変更を実施した後であっても、契約書第25条第5項に規定する単品スライド条項に基づく請負代金額の変更を請求することができる。